

〔倭訓栞中編八〕古さ 枕草紙に御座といふた、みのさまにてと書るは、貴人のしかせらる、をいふなるを、今は賤家の稱となれり、

〔筆の靈前篇三〕そもく御座とは、天皇のまします所を云事なるを、後に筵の事をござと云事あり、そは御座に敷く筵のいとよろしきにかへ奉りて、まうせるかしこき言なり、

〔枕草子十〕うれしき物

二日ばかり有て、あかぎぬきたる男のた、みをもてきてこれといふ、あれは誰ぞ、あらはなりなど、物はしたなふいへば、さしをきていぬ、いづこよりぞとはすれば、まかりにけりとて、とりいられたれば、こと更に御座といふた、みのさまにて、かうらいなどいときよら也、心のうちにはさにやあらんとおもへど、猶おぼつかなきに、人ども出しもとめさすれど、うせにけり、

〔仲資王記〕元久元年十一月十七日乙亥、來廿二日、廣田社本宮五社遷宮、御装束今日、令沙汰進也、目錄有別記、裏書云、廣田本宮五社遷宮、御装束今日奉送了、○中

御座十一帖 差筵五枚 已上京筵 緣料、纏、綱、三丈餘 六尺許御座云々 元者唐綾、村濃緣云々、今

度奉用纏、綱、爲奉増御威光也、裏料 中絹一疋五丈餘 上紙三帖 緣裏打

件御座、三社ニハ各三帖也、二社ニハ各一帖、仍十一帖云々、五社者八幡、住吉、廣田、南宮、八祖、已上

〔東寺塔供養記〕建武元年九月八日癸巳、御巡禮之時、御座以下事問答、東北院僧正事有之、愚狀即勸付之、

先年行幸南都之時、諸堂定御巡禮候歟、○中 堂内御座者、子細同前候、但大文元相違候歟、纏、綱、大文之間、儲、史高麗候歟、儲、何様候哉、扈從公卿等、如狀候座、又何様候哉、委細注預候者、恐悅候、西園寺様行幸之時、常御所には、只被敷大文候歟、同不審候、

〔梵舜日記〕慶長十一年八月十八日、寶殿政所御出之所、○中 御座疊一帖面替申付、